

第一百一回 参議院大蔵委員会會議録第一二号

昭和五十九年二月九日(木曜日) 午後零時三十一分開会

委員の異動

十二月二十六日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

宮本 顕治君

辞任

宮本 顕治君

補欠選任

近藤 忠孝君

一月十二日

辞任

岩動 道行君

補欠選任

堀木 又三君

関口 恵造君

大坪健一郎君

二月九日

辞任

中村 太郎君

補欠選任

志村 哲良君

出席者は左のとおり。

委員長 伊江 朝雄君
理事 大坪健一郎君
藤井 孝男君
竹田 四郎君
塩出 啓典君

委員

堀木 又三君
河本喜久蔵君
倉田 寛之君
志村 哲良君
福岡日出麿君
藤井 裕久君
藤野 賢二君
宮島 澁君
矢野俊比古君

律案(衆議院提出)

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る一月十二日、岩動道行君及び関口恵造君が委員を辞任され、その補欠として堀木又三君及び大坪健一郎君が選任されました。

また、本日、中村太郎君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行います。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大坪健一郎君を指名いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題とし、財政及び金融等の基本施策について、竹下大蔵大臣から所信を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 今後における財政金融政策につきましては、先般の財政演説において申し述べたところであり、本委員会において重ねて所信の一端を申し上げます。委員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

想を上回る景気回復が見られるほか、主要先進国は、総じてインフレ克服と成長回復を実現しつつあります。我が国経済につきましても、生産出荷や企業収益等の動向を中心に顕著な改善が見られ、景気は緩やかながら、しかし着実に回復の過程をたどりつつあります。

このような内外経済情勢のもとで、私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、三つの課題、すなわち、インフレなき持続的成長の確保、財政改革の一層の推進及び調和ある対外経済関係の形成、これを念頭に置いて万全を期してまいりたいと考えております。

まず第一は、引き続きインフレなき持続的成長の確保を図っていくこととあります。

申すまでもなく、物価の安定は、経済の発展と国民生活安定の大前提であります。今後とも現在の安定基調を維持し、持続的成長の基盤としてまいりたいと考えております。

景気の間では、先行きに一層明るさを増してきておりますが、昨年十月には、総合経済対策を策定したところであり、さらに昭和五十九年度予算におきましては、民間資金の活用等による事業費の確保、投資促進のための税制上の措置の導入など、できる限りの配慮を行っているところであります。また所得税及び住民税の大幅減税を実施することといたしておりますが、これは社会経済情勢の変化に対応して所得税制を見直そうとするものであり、経済に対して好ましい影響を与えることになると考えられます。

また、金融政策の面では、昨年十月、公定歩合の引き下げが行われ、これを受けて預貯金金利を含む金利全般の引き下げを図ったところであり、今後とも内外経済の動向等を見守りながら、適切かつ機動的に対処してまいる所存であります。

第二は、財政改革の一層の推進であります。

今日、我が国財政は利払い費の増高等のため、本来期待されている諸機能の発揮を十全には行い得なくなっており、このままでは人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会経済の変化に対応する力が失われることは必至であります。したがって、財政改革の推進を通じて、財政の対応力を回復させることは、今後の我が国経済の発展と国民生活の安定の基礎を確かなものとするための重要な政策課題であり、政府としては、先般策定した一九八〇年代経済社会の展望と指針において、その対象期間中に特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引き下げに努めるといふ努力目標を示したところであります。

この努力目標に向けて、歳出面におきまして、政府と民間、国と地方の間の役割と責任を明確にする見地から、既存の制度、施策についても引き続き改革を行うとともに、歳入面におきましても、社会経済構造の変化に対応して、歳入構造の合理化、適正化に努めるほか、行政サービスの受益と負担のあり方という観点から、基本的な見直しを行う必要があると考えております。

なお、特例公債の償還財源の調達問題については、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りながら、どのように財政改革を進めていくかという観点から検討する必要がありますが、今後この厳しい財政事情を考えれば、借換債の発行を行わないという従来の方針については、遺憾ながら見直さざるを得ないと考えるものであります。

第三は、調和ある対外経済関係の形成に努めることとあります。

最近の貿易・経常収支は、原油価格の低下、ドル高及び米価を中心とする世界景気の回復を主因として、大幅な黒字を続けておりますが、世界経済の重要な一翼を担う我が国としては、この際率先して、自由貿易体制を維持強化し、調和ある対外経済関係を形成していくため、昨年十月総合経済政策を策定し、市場開放、輸入促進のほか、資本流入の促進、円の国際化、金融・資本市場の自

由化及び国際協力の推進等、広範多岐にわたる施策を講ずることとしたところであります。

このうち市場開放につきましては、昭和五十九年度開税改正において関税率の引き下げ等の措置を講ずることとしたところであります。円の高騰化及び金融・資本市場の自由化につきましては、内外経済の今後の進展に柔軟に対応し得るような金融・資本市場の形成を図るべく、主体的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のほか、国際金融の面では、今後とも関係諸国と密接な協調を保ちながら、円相場との安定に努めてまいるとともに、債務累積問題についても適切に対処してまいり所存であります。

次に、昭和五十九年度の予算の概要につきまして御説明いたします。

昭和五十九年度予算は、財政改革を一層推進するため、特に歳出構造の徹底した見直しを行うことを基本とし、あわせて歳入面についてもその見直しを行い、公債の減額に最大限の努力を払うこととして編成いたしました。

歳出面におきましては、前年度よりさらに厳しいマイナスシリングのもとで、聖域を設けることとなく見直しを進め、地方財政対策の改革、医療保険制度や年金制度の改革を初めとする種々の制度改正を行うなど徹底した歳出の削減を行いました。また食糧管理費の節減合理化、国鉄経営の合理化等をさらに推進したところであります。

補助金等につきましては、すべてこれを洗い直し、制度改正を含め従来にも増して積極的に整理合理化を行い、真にやむを得ない増加要素に対処してなお、総額において前年度に比べ四千三百五億円の減と厳しく圧縮いたしました。

以上の結果、一般歳出の規模は、三十二兆五千八百五十七億円で前年度に比べて三百三十八億円の減となり、これに国債費及び地方交付税交付金を加えた一般会計予算規模は、前年度当初予算に比べ、〇・五％増の五千兆六千二百七十二億円となっております。

歳入面につきましては、昭和五十九年度税制改

正において、社会経済情勢の変化に応じて所得税制全般を見直すことにより、初年度八千七百億円に上る所得税の大幅減税を行うこととしたほか、エネルギー利用の効率化、中小企業の設備投資等を促進するため、所要の措置を講ずることとしたところであります。それとともに、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させることのないよう等の措置を講ずることとしたところであります。これは歳出削減、税外収入の確保等に最大限努めても、なおかつ必要な措置であることをぜひとも御理解いただきたいのであります。なお、石油及び石油代替エネルギー対策の財源事情等に配慮し、石油税の税率引き上げ等を行うこととしたしております。

以上のほか、税の執行につきましては、申告納税制度の一層の定着と課税の公平を図るため、納税環境の整備に向けて所要の措置を講ずるとともに、今後とも、国民の信頼と協力を得て、一層適正、公平な税務行政を実施するよう努力してまいり所存であります。

また、税外収入につきましては、特別会計及び特殊法人からの一般会計納付等の措置を講ずるなど思い切った増収を図ることとしたところであります。

公債につきましては、以上申し述べました歳出入両面の努力により、その発行予定額を前年度当初予算より六千六百五十億円減額し、十二兆六千八百億円といたしました。その内訳は、建設公債六兆二千二百五十億円、特例公債六兆四千五百五十億円となっております。この結果、公債依存度は、二五・〇％となっております。

財政投融資計画につきましては、厳しい原資事情にかんがみ、対象機関の事業内容、融資対象等を厳しく見直すことにより、規模の抑制を図り、政策的な必要性に即した重点的、効率的な資金配分となるよう努めるとともに、民間資金の活用を図り、円滑な事業執行の確保に配慮したところであります。

この結果、昭和五十九年度の財政投融資計画の規模は、二十一兆一千六百六十六億円となり、前年度当初計画に比べ、一・九％の増加となっております。

この機会に、昭和五十八年度補正予算につきまして一言申し述べます。

昭和五十八年度補正予算につきましては、昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律の実施に伴う減税一千五百億円等に対処するとともに、災害復旧費の追加、義務的経費の追加等やむを得ない歳出の追加等の措置を講ずることとしており、この結果、昭和五十八年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四千五百九十八億円増加して、五千兆八千三百九十四億円となり、その公債依存度は二七・一％となっております。

以上、財政金融政策に関する私の所見の一端を申し述べました。

本国会に提出し御審議をお願いすることを予定しております大蔵省関係の法律案は、昭和五十九年度予算に関連するもの十三件、昭和五十八年度補正予算に関連するもの一件、その他六件、合計二十件であります。このうち十八件につきましては、本委員会において御審議をお願いすることになると存じます。それぞれの内容につきましては、逐次、御説明することとなりますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第であります。

○委員長(伊江朝雄君) ただいまの大臣の所信に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(伊江朝雄君) この際、大蔵政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。井上裕君。

○政府委員(井上裕君) このたびはからずとも大蔵政務次官を命ぜられました。わが国社会経済が直面したしております重要なときに当たりまして、職務の遂行に万全を期したいと思います。委員各位の御指導を賜りますようお願いを申し

上げまして、ごあいさついたします。(拍手)

○委員長(伊江朝雄君) 次に、堀之内久男君。

○政府委員(堀之内久男君) 今般大蔵政務次官を拝命いたしました堀之内であります。現下の厳しい内外情勢の中で職責の重大さをひしひしと痛感いたしました。微力ながら全力を傾けて職務の遂行に当たる所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(伊江朝雄君) 次に、昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院大蔵委員長代理越智伊平君から趣旨説明を聴取いたします。越智伊平君。

○衆議院議員(越智伊平君) ただいま議題となりました昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和五十八年度におきまして米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため稲作転換を行う者等に對し、水田利用再編奨励補助金を交付することとしたしておりますが、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特別措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は一時所得の必要経費とみなし、また農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内の事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしたしております。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十八年度において約十一億円と見込まれるのでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○竹田四郎君 まず、大蔵省と農水省に資料要求をしておきたいと思つて、農水省にまずお聞きしたいと思つておられますが、この補助金の額ですね、十アルル当たり五万円とか、三万五千円とか、三万円とかという数字があるんですけれども、これはどういふ計算でこういう数字が出たのか。いまここで説明してもらいますと、私の時間は十一分でありまして時間がなくなりますから、後でひとつ文書でいただきたい、これが一つです。

それから大蔵省の方に伺いたいと思つて、現実にいま減収額十一億というお話でありますけれども、具体的にこれによつて税金の負担がまかる人といふんですか、負担しなくともよくなる人、これは具体的にそれぞれの補助金をもらつていて階層がございますけれども、一件数にして何件ぐらになるのか。耕作規模、減収額のそれぞれ平均というふうなものも、できましたら、これもきょうでなくて結構でございますから、ひとつ文書で後で出していきたい、これをお願いしたいと思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(中野賢一君) 転作奨励金の額の根拠でございますが、後ほど資料でお出ししたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) 税関係の御指摘の資料でございますが、従来から、この特別措置につき

まして、一応減収額を大きくば仮定で推計をいたしておりますが、率直に申しまして、詳細の税務統計は手元にございません。したがつて、いま竹田委員が御指摘になりました点、どれぐらの資料がございませうか、検討はさせていただきますが、御注文どおりのものがございませうかどうか、しばらく時間の御猶予をいただきたいと思つておられます。

○竹田四郎君 これは提案者にもお聞きしたい、農水省、大蔵省にもお聞きしたいんです。

再編奨励補助金ということでありまして、私も、私は主に都市的な立場で物を見ておられるわけでありまして、政府の政策によつて米作からほかのものに転作する、よつてその補助金として、五十八年から毎年二千六百億から三千六百億、ことし五十八年度もさらに補正によつて三千四百五十億近く出すことになっておられるんですけれども、都市の労働者の立場から見ると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるといふことで、国の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、あのような形で工場が閉鎖になっていってしまう場合も、せいぜい退職金プラス雇用保険、失業保険ですか、これを長い人で一年間くらいもらう、あとはほかのところへ何とか就職するわけですが、そのときの収入というものは、もとの会社に勤めていたよりもずっと低くなるわけですね。しかし、その際、国が補助金をくれるかといふと、補助金を恐らく出す例というのはないと思つておられます。

そうして見ますと、どうもいつまでもこういうことが続かれるというところは、そちらの方から見ますと、農政の過剰保護といふんですか、そういう感じがしないわけでもないと思つておられます。確かに、それじゃ米作をやめてほかの転作をやつたら米作と同じような収入があるかといふと、これは今のところなかなか難しいと思つておられますが、かしいつまでもこれをやらせていたんじや、農政は一体何をやってらるんだと。少しずつは金額も

下がつていく、あんまり一遍にほんと変えるわけにもいきまいでしようから、激変緩和措置はある程度やらなくちゃならぬと思つておられますが、だんだん金額が少なくなつていくならいいんですが、どうもだんだん金額が多くなつていくといふことでは、農政に對する国民の信頼といふんですか、そういうふうなものも失つていくんじやないか。

それで、消費者米価は毎年の上がつていく。しかも勤労者の方とすれば、ここ見られるように税金もあんまり安くならない、給料も上がつていかない、こういう中でこつちだけがふえていく。一体こういうことをいつまで続けていくのか、いつまでやつたらこういうことがなくなつていくのかね。それは私はそう簡単だとは思いませんけれども、そういうものもあれば、なるほど、こつまでやつていくのか、それじゃ、ある一定の年限だけは大変な金がかかるけれども、これはしようがないといふことになつておられますが、農水省は、その辺はどういふふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(中野賢一君) 現在私どもの方で実施しておりますのは、水田利用再編対策でございますが、これは今お話もございましたように、米の過剰基調に對処いたしまして、需要の動向に即しました農業生産の再編成を行うという趣旨で行つておられるわけでございます。それで、五十三年度から十年の長期的なビジョンのもとにやるということと、その中を三つの期間に分けて、第一期三年、第二期三年、今度五十九年度から第三期に入るわけでございます。

それで、御案内かと思つておられますが、日本の農業は、モンソン地帯という気象の特性もございまして、いわゆるかんがい農業、水田農業、稲作農業がずっと古来主体でございます。これを昨今の消費の動向に即しまして、米作から、つまり麦であるとか、大豆であるとか、果樹であるとか、野菜であるとか、そういった方に転換をするという、日本農業にとりましては非常に難しい課題でございます。それに農家が非常に努力をされておられるわ

けでございますが、そういう難しい問題があるというところもひとつ御理解いただきたいと思

では、いつまで続けるかということになるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、水田利用再編対策は、おおむね十年というこ

今御指摘ございましたように、いつまでもその転作奨励金に依存し続けるということは、問題があるというふうにも考えております。これは

先般の臨時行政調査会からも御指摘があったわけでございますが、早期に奨励金依存から脱却を

○竹田四郎君 あと時間ございませんから一問だけ。聞きたいことあるんですが、一問だけで終

らしてまいります。今度、三期の対策なんか他用途米の問題なんかいろいろ私は問題あるだろうと思

最後に、いろいろな行政官理庁の指摘とかあるいはその他の検査院の検査報告などを見まして、大分補助金というのがあるようですね。たとえ

具体的には市町村が転作が行われたことを確認いたすわけでございますが、相手の農家が現実問題

やはり貴重な税金を使いましてこういった事業をやっておるわけでございますから、補助金の執行につきましても、厳格に行われるよう今後ともその趣旨の徹底を図りまして、指導を強化してま

○塩出啓典君 まず最初に大蔵省にお尋ねします。これはずつと議員立法で、政府は「あえて反

○政府委員(梅澤節男君) これは例年この時期に同じことを申し上げておるわけでございますけれども、本来この補助金は、所得税法の考え方から

○政府委員(中野賢一君) 御指摘のように、ここ四年ばかり不作が続いておるわけでございます

ただ、各地域に参りまして具体的に見てまいりますと、農家によつて差がございます。この気象条件を克服していった農家もございまして、もろにやられてしまった農家もございまして、これは稲作の技術がおおむね確立しておると思

次に、農水省に二点ほどお尋ねいたします。この四年ほど冷害で米の収穫が非常に減つてお

それと、昨年は大分お米の在庫が減つて、五十八米穀年度末は在庫が十万吨という異常事態で、非常に心配はないのかどうか。油の問題等においても、百日とか備蓄をするために非常に国家資金を導入しておるわけでありまして、これは安全保障の上から大事じゃないかと思

○政府委員(中野賢一君) 御指摘のように、ここ四年ばかり不作が続いておるわけでございます

今回私ども、たくましい稲づくりということで新稲作運動を起しております。これは土づくりから始まりまして、稲作の技術を基本的に励行していくということ各農家の末端まで普及浸透させようということでございます。そういったこと

がございまして、やはり基本は安定した稲づくり
ということを基本にこれからも指導をしてまい
る所存でございます。

○説明員(赤木君) 米の需給に心配ないかとい
う御質問でございまして、五十八年度の米につ
きましては、当初在庫積み増しを行うというこ
とで、転作の目標面積を六十七万七千ヘクタールか
ら六十万ヘクタールに軽減しながら対応してきた
わけでございまして、冷害等によりまして作柄が
やや不良ということで、結果的に生産量は三十三
七万トンになったわけでございまして。

五十九米穀年度の供給につきましては、この生
産量と、それから前年度の十万吨の持ち越しも
ございまして、それからさらに五十三年度米も引
き続き売れるという見込みでございまして、これ
らをあわせて対応していきまして、米の需給に不
安はないというふうな思っております。こういう
ふうなことで五十九米穀年度末、ことしの十月末
には、五十八米穀年度と同様に、前年度を約十
トン程度持ち越せるものというふうな思っており
ます。また毎年十月末までは新米が大量に集
荷されておりますし、こういうことを考えます
と、五十九米穀年度の端境期においても需給に問
題はないというふうな考えております。

なお、こうした在庫事情を考えまして、水田利
用再編対策の中でも、各年四十五万トンずつの計
画的な在庫積み増しを行うということになってお
りますので、こういう対応の中で需給の安定に努
めてまいりたいというふうな考えております。

○近藤忠孝君 農水省に二点お伺いしますが、予
算削減率は農水省が四・一%、各省庁でトップで
すね。そのうちの七割が食糧管理費、さらにその
うち七割が水田利用再編奨励金のカット。先ほど
お話しのとおり奨励金基本額で八千円で、個々の
農家への影響が大きいのではないかと思うんで
すが、その点が第一点。

もう一つは、農業生産所得、昭和五十三年で五
兆四千億円、昭和五十七年には四兆三千億円と一
兆一千億円も減収なんです。いま生産意欲さへ

失いかけている農家が大変多いわけですね。農水省
として農業を国の重要な基幹産業としてやってい
こうという意欲ですね、農家が生産意欲を失って
いるのに対して、農水省の意欲を、三分ですので、
端的にひとつそれぞれお答えいただけます。

○政府委員(中野賢一君) 御指摘のように、予算
は減っておりますが、減った中身を見ますと、先
ほど申し上げましたように、奨励金の基本額を八
千円減らしたということ、それから転作面積が、
実際問題といたしましては、五十八年に比較いた
しまして五十九年は約十ヘクタール減ります。

これは転作の規模でございまして、そういったこと
が影響いたしまして予算的には減額になっておる
わけでございまして。しかも奨励金の減額につま
ましても、私どもとしては、いわゆる稲作と転作
物との収益性等いろいろ考えまして設定をいたし
たつもりでございまして、予算の格好から見ると
ほどの農家に対する経営上の問題というのは、私
どもはないというふうな考えております。

それから農業生産に対する意欲の問題でござい
ますが、私どもは国民食糧の安定的確保というこ
とを至上課題といたしまして懸命に努力しておる
ところでございまして。

○青木茂君 私も三分ですから、提案者にお伺い
を申し上げます。

五十七年度も五十八年度も、内閣に聞いたら、
みんなあえて反対はしなと言ったものをあえて
おやりになったわけですね。その間について十分
な御議論の上二つの「あえて」があったんでしょ
うか、まずそれ第一点。

○衆議院議員(越智伊平君) 先ほど来御議論をい
ただきました、大蔵省からも御答弁がありました
とあり、あえて反対はしなと、こういうことで
ありますが、私どもこの起案に当たりましていろ
いろ論議をいたしました。そうして最終的には、
きょうお見えの野口理事の意見もとりまわして意
見を付しておるような次第であります。しかしな
ら、農水省から御説明がありましたように、今、
水田利用再編対策につきましては、表あるいは大

豆、野菜といろいろやっておりますけれども……
○青木茂君 恐れ入りますが、三分ですから簡単
にひとつ。

○衆議院議員(越智伊平君) 野菜の収入が非常に
少ない。所得が少ない。これは各市町村あるいは
市町村の農業委員会等、大変な御苦労をされてお
ります。そして今までずっとこういうことで減税
措置をしておりますので、やはりことしもやって
いく。将来につきましては、また理事会等で大い
に論議しよう。こういうことで起案をした次第
であります。

○青木茂君 どう考えても、税法理論上、事業所
得であるものをあえて一時所得にした、ここがわ
からないわけなんです。事業所得ならいいと思
います、農業を保護しなきゃならない理由がいろ
ろありますから。今、とにかく都市の税金が農業
保護に流れ込んでいるような実情。実りあるもの
ならいいけれども、この補助金が余りあるもの
のとも思えない。そうなりますと、トリーサン
ピンとよく言われる不公平税制のこれは拡大では
ないかという気がして仕方がないんですけれど
も、そういう御議論はございましたでしょうか。

○衆議院議員(越智伊平君) そういう議論もあり
ました。ありましたけれども、先ほど申し上げま
したように、実際は農家は米をつくること一番
所得が多い。そして、転作をいたしますと、これ
はさして喜ばれない政策でありますし、所得も少
ない。その奨励金から税を取ると、かえって米づ
くりと転作との所得の格差をいいますか、そうい
うことを考えて、これは減税をするべきか、こう
いう結論に達した次第であります。

○青木茂君 農家の方、農業の方は大変手厚い保
護があつて、サラリーマンの立場からしては大変
うらやましいと思うわけでございまして。

○委員長(伊江朝雄君) ほかに御発言もないよう
です。それから、本案に対する質疑は結局したもの
と認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ら
す。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、
本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、農業共済再保険特別会計における農作物共
済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源
の不足に充てるための一般会計からする繰入
金に関する法律案

一、昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金
についての所得税及び法人税の臨時特例に関
する法律案(衆)

農業共済再保険特別会計における農作物共済及
び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足
に充てるための一般会計からする繰入金に關す
る法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済
及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の
不足に充てるための一般会計からする繰入金
に関する法律

一、政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定
における農作物共済及び畑作物共済に係る再保

險金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十八年度において、一般会計から、百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十八年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十八年度の水田利用再編奨励補

助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十一億円である。

二月八日日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は同日）

一、昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆）

第五部

大蔵委員会会議録第二号

昭和五十九年二月九日

【参議院】

昭和五十九年二月十五日印刷

昭和五十九年二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K